

**『au HOME サービス利用規約』新旧対照表**

変更した条文のみ記載しています。下線部分が変更箇所、取消線部分が削除箇所になります。

2021年3月23日改版（改定前）		2021年7月20日改版（改定後）	
<p>第1条（目的）</p> <p>KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）は、au HOME サービス利用規約（以下「本規約」といいます。）を定め、これにより au HOME サービス及びこれに付随するサービス（第3条に定めるオプションサービスを除きます。以下個別に又は総称して「本サービス」といいます。）を提供します。</p>		<p>第1条（目的）</p> <p>KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）は、au HOME サービス利用規約（<u>「あんしんウォッチャーサービスの利用に係る特約」（以下「本特約」といいます。）</u>、<u>別表1、別表1-2、別表2及び附則を含みます。</u>以下「本規約」といいます。）を定め、これにより au HOME サービス及びこれに付随するサービス（第3条に定めるオプションサービスを除きます。以下個別に又は総称して「本サービス」といいます。）を提供します。</p>	
<p>第3条（用語の定義）</p> <p>本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。</p>		<p>第3条（用語の定義）</p> <p>本規約において用いられる次の用語は、それぞれ次の意味で使用します。</p>	
用語	用語の意味	用語	用語の意味
au HOME アプリ	当社所定の端末にインストールして利用する、au HOME サービスの専用アプリ	au HOME アプリ	当社所定の端末にインストールして利用する、au HOME サービスの専用アプリ
au HOME サーバ	契約者の認証、au HOME デバイスの管理、au HOME デバイス利用情報の管理等を行うサーバ	au HOME サーバ	契約者の認証、au HOME デバイスの管理、au HOME デバイス利用情報の管理等を行うサーバ
au HOME サービス	au HOME サーバを通じて、au HOME アプリから au HOME デバイス利用情報の確認、au HOME デバイスの操作等を可能とするサービス	au HOME サービス	au HOME サーバを通じて、au HOME アプリから au HOME デバイス利用情報の確認、au HOME デバイスの操作等を可能とするサービス
au HOME デバイス	au HOME サーバと接続可能な、契約者が宅内に設置するネットワークカメラ、マルチセンサー、赤外線リモコン、スマートプラグ、無線通信アダプタ（A）等の当社所定の宅内機器	au HOME デバイス	au HOME サーバと接続可能な、契約者が宅内に設置するネットワークカメラ、マルチセンサー、赤外線リモコン、スマートプラグ、無線通信アダプタ（A）等の当社所定の宅内機器
au HOME 接続ガイ	au HOME サービスの初期設定、利用方法等、au	au HOME 接続ガイ	au HOME サービスの初期設定、利用方法等、au

ド	HOME サービスの利用のために必要な情報を記載した書面
au 通信サービス	au (5G) 通信サービス契約約款、au (povo) 通信サービス契約約款、au (LTE) 通信サービス契約約款及び au (WIN) 通信サービス契約約款（以下併せて「au 契約約款」といいます。）に定める au 通信サービス
au 通信サービス契約	au 通信サービスの利用に係る契約
FTTH サービス	FTTH サービス契約約款（以下「FTTH 契約約款」といいます。）に定める FTTH サービス（インターネットサービス（タイプⅠ、タイプⅡ（カテゴリーⅠ（VDSL 装置等、又は G.fast 装置等を利用するものに限ります。））、カテゴリーⅡ及びカテゴリーⅢに限ります。））、タイプⅢ（カテゴリーⅠ（VDSL 方式を利用するものに限ります。）及びカテゴリーⅢに限ります。））、タイプⅣ（カテゴリーⅠ（VDSL 装置等、又は G.fast 装置等を利用するものに限ります。））、カテゴリーⅡ及びカテゴリーⅢに限ります。）並びにタイプⅤに限ります。）に限ります。）
FTTH サービス契約	FTTH サービスの利用に係る契約
FTTHホームゲートウェイ機器	FTTH サービスご利用規約に定めるホームゲートウェイ機器
オプションサービス	本サービスに係るオプションサービス（訪問設置サポート、セコム駆けつけサービス（ココセコム for au HOME）、トラブルサポート、Real Sleep）等を含みますが、これらに限られません。）
一括払い	第 10 条第 1 項に定める au HOME 機器利用料の 24

ド	HOME サービスの利用のために必要な情報を記載した書面
au 通信サービス	au (5G) 通信サービス契約約款、au (povo) 通信サービス契約約款、au (LTE) 通信サービス契約約款及び au (WIN) 通信サービス契約約款（以下併せて「au 契約約款」といいます。）に定める au 通信サービス
au 通信サービス契約	au 通信サービスの利用に係る契約
FTTH サービス	FTTH サービス契約約款（以下「FTTH 契約約款」といいます。）に定める FTTH サービス（インターネットサービス（タイプⅠ、タイプⅡ（カテゴリーⅠ（VDSL 装置等、又は G.fast 装置等を利用するものに限ります。））、カテゴリーⅡ及びカテゴリーⅢに限ります。））、タイプⅢ（カテゴリーⅠ（VDSL 方式を利用するものに限ります。）及びカテゴリーⅢに限ります。））、タイプⅣ（カテゴリーⅠ（VDSL 装置等、又は G.fast 装置等を利用するものに限ります。））、カテゴリーⅡ及びカテゴリーⅢに限ります。）並びにタイプⅤに限ります。）に限ります。）
FTTH サービス契約	FTTH サービスの利用に係る契約
FTTHホームゲートウェイ機器	FTTH サービスご利用規約に定めるホームゲートウェイ機器
オプションサービス	本サービスに係るオプションサービス（訪問設置サポート、セコム駆けつけサービス（ココセコム for au HOME）、トラブルサポート、Real Sleep、 <a href="#">あんしんウォッチャーサービス</a> 等を含みますが、これらに限られません。）
一括払い	第 10 条第 1 項に定める au HOME 機器利用料の 24

	ヶ月分を一括して支払う方法
課金開始日	本料金の課金を開始する日
ゲートウェイ	無線 LAN 通信に係るものを除く au HOME デバイスの通信を宅内で終端するための機能またはその機能を実装したアダプタ機器
契約者	本サービス利用契約を当社との間で締結する者
契約者等	契約者及び利用者の総称
契約者等私物	本製品が当社に返却された際に本製品に同封された、本製品以外の物
月賦払い	第 10 条第 1 項に定める au HOME 機器利用料を 24 ヶ月間支払う方法
au HOME デバイス 利用情報	デバイス登録情報、デバイス利用履歴、配送日、保証期間等、au HOME デバイスの利用にかかる情報
反社会的勢力	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼう、政治活動標ぼう、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者及びこれらの者と密接な関わりを有する者の総称
本サービス利用契約	本サービスの全部又は一部の利用に係る契約
本製品	au HOME デバイス又は無線通信アダプタの総称
本料金	本サービスの利用の対価
無線通信アダプタ	FTTH 契約に付帯する au HOME サービスの契約者が用いるゲートウェイ

	ヶ月分 <u>及びあんしんウォッチャー代金</u> を一括して支払う方法
課金開始日	本料金の課金を開始する日
ゲートウェイ	無線 LAN 通信に係るものを除く au HOME デバイスの通信を宅内で終端するための機能またはその機能を実装したアダプタ機器
契約者	本サービス利用契約を当社との間で締結する者
契約者等	契約者及び利用者の総称
契約者等私物	本製品が当社に返却された際に本製品に同封された、本製品以外の物
月賦払い	第 10 条第 1 項に定める au HOME 機器利用料を 24 ヶ月間支払う方法
au HOME デバイス 利用情報	デバイス登録情報、デバイス利用履歴、配送日、保証期間等、au HOME デバイスの利用にかかる情報
反社会的勢力	暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいいます。）、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいいます。）、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼう、政治活動標ぼう、特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者及びこれらの者と密接な関わりを有する者の総称
本サービス利用契約	本サービスの全部又は一部の利用に係る契約
本製品	au HOME デバイス又は無線通信アダプタの総称
本料金	本サービスの利用の対価
無線通信アダプタ	FTTH 契約に付帯する au HOME サービスの契約者が用いるゲートウェイ

無線通信アダプタ (A)	au 通信サービス契約に附帯する au HOME サービスの契約者であって、宅内ブロードバンド回線の利用に係る契約を締結している者が無線 LAN 通信に係るものを除くデバイスを利用する際に用いるゲートウェイ機能を実装した au HOME デバイス
申込者	第 5 条第 1 項の定めに従い、本サービスを申し込む者
利用者	au HOME アプリの利用招待機能により、契約者から、本サービスの一部（au HOME デバイス利用情報の確認、au HOME デバイスの管理等を含みますが、これらに限られません。）の利用を許諾された者

#### 第 4 条（本サービスのプラン）

本サービスには、次のプランがあります。

名称	内容
基本プラン	au HOME サービスのみを提供するもの
おすすめセットプラン	au HOME サービスと別表 1 に定める au HOME デバイス（以下「おすすめセットデバイス」といいます。）の利用を可能とするサービスとをセットで提供するもの

無線通信アダプタ (A)	au 通信サービス契約に附帯する au HOME サービスの契約者であって、宅内ブロードバンド回線の利用に係る契約を締結している者が無線 LAN 通信に係るものを除くデバイスを利用する際に用いるゲートウェイ機能を実装した au HOME デバイス
申込者	第 5 条第 1 項の定めに従い、本サービスを申し込む者
利用者	au HOME アプリの利用招待機能により、契約者から、本サービスの一部（au HOME デバイス利用情報の確認、au HOME デバイスの管理等を含みますが、これらに限られません。）の利用を許諾された者 <u>及び本特約に定めるあんしんウォッチャーサービス利用者</u>

#### 第 4 条（本サービスのプラン）

本サービスには、次のプランがあります。

名称	内容
基本プラン	au HOME サービスのみを提供するもの
おすすめセットプラン	au HOME サービスと別表 1 に定める au HOME デバイス（以下「 <u>おすすめセットデバイス</u> 」 <del>といいます。</del> ）の利用を可能とするサービスとをセットで提供するもの
<u>あんしんウォッチャーセットプラン</u>	<u>au HOME サービス、別表 1-2 に定める au HOME デバイス（以下、「あんしんウォッチャー」といい、別表 1 に定める au HOME デバイスと併せて「おすすめセットデバイス」といいます。）及び本特約に定めるあんしんウォッチャーサービス（以下</u>

<p>第 5 条（利用申込）</p> <p>1 申込者は、前条に定めるプランの何れかを選択した上で、当社所定の手続に従って本サービスの申込（以下「利用申込」といいます。）を行うものとします。なお、申込者は、利用申込後に、選択したプランを変更することはできません。当社が、利用申込を受け付けた旨を通知した時点で、選択したプランに係る本サービス利用契約が有効に成立するものとします。</p> <p>2 利用申込は、au 通信サービス契約又は FTTH サービス契約を締結している者に限り、行うことができます。なお、1 の au 通信サービス契約又は FTTH サービス契約につき、2 以上の利用申込はできないものとします。</p> <p>3 申込者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、利用申込を受け付けない場合があります。</p> <p>（1）当社と申込者との間において au 通信サービス契約又は FTTH サービス契約が締結されていないとき。</p> <p>（2）申込者が、au HOME サービスの利用に必要なホームゲートウェイ機器（FTTH ホームゲートウェイ機器を含みますがこれに限られません。）を有していないとき。</p> <p>（3）au 通信サービス契約の名義が法人名義であるとき。</p> <p>（4）（略）</p> <p>（5）（略）</p>	<table border="1" data-bbox="1160 153 2110 446"> <tr> <td data-bbox="1160 153 1601 300"></td> <td data-bbox="1601 153 2110 300">「あんしんウォッチャーサービス」といいます。）の利用を可能とするサービスをセットで提供するもの</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 300 1601 446"><u>あんしんウォッチャープラン</u></td> <td data-bbox="1601 300 2110 446"><u>au HOME サービスとあんしんウォッチャーサービスの利用を可能とするサービスとをセットで提供するもの</u></td> </tr> </table> <p>第 5 条（利用申込）</p> <p>1 申込者は、前条に定めるプランの何れかを選択した上で、当社<u>発行の auID をもって</u>、所定の手続に従って本サービスの申込（以下「利用申込」といいます。）を行うものとします。なお、申込者は、利用申込後に、選択したプランを変更することはできません。<u>また、基本プラン又はおすすりめセットプランを契約中の契約者は、あんしんウォッチャーの購入によるあんしんウォッチャープラン又はあんしんウォッチャーセットプランへの変更を行うことはできません。</u>当社が、利用申込を受け付けた旨を通知した時点で、選択したプランに係る本サービス利用契約が有効に成立するものとします。</p> <p>2 <u>申込者は、1 の au ID につき</u>、2 以上の利用申込はできないものとします。</p> <p>3 申込者が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、利用申込を受け付けない場合があります。</p> <p>（1）<u>au 通信サービス契約又 FTTH サービス契約に附帯して利用申込を行う場合</u>で、当社と申込者との間において au 通信サービス契約又は FTTH サービス契約が締結されていないとき。</p> <p>（2）<u>FTTH サービス契約に附帯して利用申込を行う場合</u>で、申込者が、au HOME サービスの利用に必要なホームゲートウェイ機器（FTTH ホームゲートウェイ機器を含みますがこれに限られません。）を有していないとき。</p> <p>（3）<u>au 通信サービス契約に附帯して利用申込を行う場合には、当該</u> au 通信サービス契約の<u>契約</u>名義が法人名義であるとき。</p>		「あんしんウォッチャーサービス」といいます。）の利用を可能とするサービスをセットで提供するもの	<u>あんしんウォッチャープラン</u>	<u>au HOME サービスとあんしんウォッチャーサービスの利用を可能とするサービスとをセットで提供するもの</u>
	「あんしんウォッチャーサービス」といいます。）の利用を可能とするサービスをセットで提供するもの				
<u>あんしんウォッチャープラン</u>	<u>au HOME サービスとあんしんウォッチャーサービスの利用を可能とするサービスとをセットで提供するもの</u>				

<p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p><u>(8) 申込者が、あんしんウォッチャープランを選択し、利用申込を行う場合であって、当該利用申込に係るあんしんウォッチャー（以下「対象あんしんウォッチャー」といいます。）について、（i）過去に申込者又は第三者が対象あんしんウォッチャーを利用してあんしんウォッチャープランに係る本サービス利用契約を締結したことがあるとき、又は（ii）対象あんしんウォッチャーが当社所定のあんしんウォッチャー販売店より販売されたものではないとき。</u></p> <p><del>(8) (9) (略)</del></p> <p><del>(9) (10) (略)</del></p> <p>4 (略)</p>
<p>第6条（本サービスの利用）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本サービスの利用にあたり、契約者は、自己の費用と責任により、以下各号に定める機器等を用意するものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) au HOME デバイス（基本プランに係る本サービス利用契約を締結した者に限ります。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) au ID（au 通信サービス又はFTTH サービスに係る au ID を指します。）</p> <p>(5) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>第6条（本サービスの利用）</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 本サービスの利用にあたり、契約者は、自己の費用と責任により、以下各号に定める機器等を用意するものとします。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) au HOME デバイス（基本プラン<u>及びあんしんウォッチャープラン</u>に係る本サービス利用契約を締結した者に限ります。）</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) au ID <del>（au 通信サービス又はFTTH サービスに係る au ID を指します。）</del></p> <p>(5) (略)</p> <p><u>4 契約者は、自らの選択に従い、当社所定の au HOME デバイス を追加で購入で</u></p>

5 オプションサービスの利用にあたり、契約者は、自ら、当社又は当該オプションサービスを提供する第三者が定めるオプションサービスに係る利用規約等に従い、又は利用者をして同利用規約等に従わせるものとします。

#### 第8条（ゲートウェイ）

1 FTTH サービス契約に附帯する本サービス利用契約（FTTH ホームゲートウェイ機器に無線通信アダプタ機能が内蔵されている場合を除きます。以下本条において同じとします。）が成立した場合、当社は、契約者が指定する住所に無線通信アダプタを送付します。但し、FTTH サービス契約に附帯する au HOME サービスの利用申込をし、かつ、当該利用申込が FTTH 契約約款に定める契約移転と同時になされた場合であって、当社が適当と認めるときは、当社は無線通信アダプタを送付しない場合があります。なお、2020年6月2日以降に au 通信サービス契約に附帯する本サービス利用契約（次条に定めるおすすめセットプランに係るものを除きます。）が成立し、契約者が無線通信アダプタ（A）の利用を希望する場合には、契約者は、別途当社の定める方法により、無線通信アダプタ（A）を有償にて購入することができます。

- 2 （略）
- 3 （略）
- 4 （略）
- 5 （略）
- 6 （略）
- 7 （略）
- 8 （略）

きるものとします。但し、一つの au ID につき、利用可能なあんしんウォッチャーの上限は2台までとします。

45 （略）

56 オプションサービスの利用にあたり、契約者は、自ら、当社又は当該オプションサービスを提供する第三者が定めるオプションサービスに係る利用規約等（あんしんウォッチャーサービスの利用に係る特約を含みます。）に従い、又は利用者をして同利用規約等に従わせるものとします。

#### 第8条（ゲートウェイ）

1 (i) FTTH サービス契約に附帯する本サービス利用契約（FTTH ホームゲートウェイ機器に無線通信アダプタ機能が内蔵されている場合を除きます。以下本条において同じとします。）が成立した場合、又は、(ii) FTTH サービス契約に附帯するあんしんウォッチャープランに係る本サービス利用契約が成立し、かつ、契約者が無線通信アダプタの利用を希望する場合には、当社は、契約者が指定する住所に無線通信アダプタを送付します。但し、FTTH サービス契約に附帯する au HOME サービスの利用申込をし、かつ、当該利用申込が FTTH 契約約款に定める契約移転と同時になされた場合であって、当社が適当と認めるときは、当社は無線通信アダプタを送付しない場合があります。なお、(i) 2020年6月2日以降に au 通信サービス契約に附帯する本サービス利用契約（次条に定めるおすすめセットプランに係るものを除きます。）又は、au 通信サービス契約及び FTTH サービス契約に附帯しない本サービス利用契約（次条に定めるおすすめセットプランに係るものを除きます。）が成立し、かつ、(ii) 契約者が無線通信アダプタ（A）の利用を希望する場合には、契約者は、別途当社の定める方法により、無線通信アダプタ（A）を有償にて購入することができます。

- 2 （略）
- 3 （略）
- 4 （略）

- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)

第 9 条 (おすすめセットデバイス)

- 1 おすすめセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、当社は、契約者が指定する住所におすすめセットデバイスを送付します。
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)

第 10 条 (本料金)

- 1 本料金は、以下のとおりとします。
  - (1) 初期費用 (但し、当社が別途定める日までに FTTH サービス契約に付帯する本サービス利用契約をした場合は除きます。以下同じです。)

名称	単位	料金
初期費用	契約ごと	2,000円 (税込 2,200円)

- (2) (略)

第 9 条 (おすすめセットデバイス)

- 1 おすすめセットプラン 又はあんしんウォッチャーセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、当社は、契約者が指定する住所に 契約者が選択したプランに応じて おすすめセットデバイスを送付します。
- 2 (略)
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 (略)
- 6 (略)
- 7 (略)
- 8 (略)

第 10 条 (本料金)

- 1 本料金は、以下のとおりとします。
  - (1) 初期費用 (但し、当社が別途定める日までに FTTH サービス契約に付帯する本サービス利用契約をした場合、又は第 7 項第 1 号及び第 8 項第 1 号は除きます。以下同じです。)

名称	単位	料金
初期費用	契約ごと	2,000円 (税込 2,200円)

- (2) (略)

(3) あんしんウォッチャー代金 (あんしんウォッチャーセットプランに係る本サービス利用

2 課金開始日は、以下のとおりとします。

(1) (略)

(2) (略)

3 (略)

4 前二項の規定に関わらず、前二項の定めに従って課金開始日となる日に、本製品又は au HOME 接続ガイドが契約者の指定する住所に届いていないことを当社が確認した場合は、本製品又は au HOME 接続ガイドが契約者の指定する住所に届いたことを当社が確認した日の翌日を以って課金開始日とします。

5 (略)

6 (略)

契約を締結した場合に限ります。以下同じとします。)

<u>名称</u>	<u>単位</u>	<u>料金</u>
<u>あんしんウォッチャー代金</u>	<u>1 デバイスごと</u>	<u>10,000 円 (税込 11,000 円)</u>

2 課金開始日は、以下のとおりとします。

(1) (略)

(2) (略)

(3) au 通信サービス契約及び FTTH サービス契約に附帯しない本サービス利用契約については、本製品又は au HOME 接続ガイドを送付した日から 9 日を経過した日を以って課金開始日とします。

(4) 前各号に関わらず、あんしんウォッチャープランに係る本サービス利用契約が成立した場合、当該本サービス利用契約が成立した日の翌日を以って課金開始日とします。但し、(i) FTTH サービス契約に附帯するあんしんウォッチャープランに係る本サービス利用契約が成立し、(ii) FTTH ホームゲートウェイ機器を利用し、かつ (iii) 当該 FTTH ホームゲートウェイ機器の品番が BL1000HW 以外である場合に限り、第 2 号に定める課金開始日とします。

3 (略)

4 前二項の規定に関わらず、第 2 項第 1 号乃至第 3 号及び第 4 号但し書き並びに第 3 項の定めに従って課金開始日となる日に、本製品又は au HOME 接続ガイドが契約者の指定する住所に届いていないことを当社が確認した場合は、本製品又は au HOME 接続ガイドが契約者の指定する住所に届いたことを当社が確認した日の翌日を以って課金開始日とします。

5 (略)

6 (略)

7 あんしんウォッチャープランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。

<p>7 (略)</p> <p>8 前三項の規定に関わらず、本サービス利用契約が課金開始日の属する月に終了した場合、契約者は、(i) 初期費用、(ii) 1ヶ月分の au HOME 基本利用料、並</p>	<p><u>(1) 初期費用</u>  <u>契約者は、初期費用の支払いを要しないものとします。</u></p> <p><u>(2) 利用料金</u>  <u>契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当社に支払うものとします。但し、課金開始日の属する月の翌月から 11 カ月目の利用料金の支払いは要しないものとし、課金開始日の属する月の翌月から数えて 12 カ月目以降の各暦月について、利用料金を支払うものとします。</u></p> <p><u>8 あんしんウォッチャーセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、本料金を、以下のとおり支払うものとします。</u></p> <p><u>(1) 初期費用</u>  <u>契約者は、初期費用の支払いを要しないものとします。</u></p> <p><u>(2) 利用料金</u>  <u>契約者は、利用料金として、au HOME 基本利用料並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当社に支払うものとします。但し、課金開始日の属する月の翌月から 11 カ月目の利用料金の支払いは要しないものとし、課金開始日の属する月の翌月から数えて 12 カ月目以降の各暦月について、利用料金を支払うものとします。</u></p> <p><u>(3) あんしんウォッチャー代金</u>  <u>あんしんウォッチャーセットプランに係る本サービス利用契約が成立した場合、契約者は、当社によるあんしんウォッチャーの提供の対価として、あんしんウォッチャー代金並びにこれに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、課金開始日の属する月の翌月までに一括払いにより支払うものとする。</u></p> <p><u>79 (略)</u></p> <p><u>810 第5項乃至第9項</u>の規定に関わらず、本サービス利用契約が課金開始日の属する月に終了した場合、契約者は、(i) 初期費用<u>及び</u>(ii) 1ヶ月分の au HOME</p>
--	---

びに (iii) 1ヶ月分の au HOME 機器利用料又はおすすめセットプラン カメラ・リモコンセットまたは声で家電コントロールセットの場合は 11,760 円 (税込 12,936 円)、おすすめセットプラン 声で家電コントロール&みまもりセットの場合は 23,520 円 (税込 25,872 円)、おすすめセットプラン リモコンセットの場合は 7,200 円 (税込 7,920 円) 並びにこれらに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当社が別途定める期日までに支払うものとします。但し、下表に定める条件を全て満たす場合は、本項に定める本料金の支払を要しないものとします。下表において本製品の返却が条件である場合、契約者は、自己の費用と責任により、当該本製品を当社が指定する住所まで返却するものとします。なお、本項の定めに基づき当社に返却された本製品に、契約者等私物が同梱された旨の契約者からの申し出があった場合であって、当社がこれを発見することができたときは、当社は、契約者に対して契約者等私物を返却します。

契約者	条件	
A) FTTH サービス契約に附帯する本サービス利用契約の契約者であって、無線通信アダプタ機能が内蔵されている FTTH ホームゲートウェイ機器を利用する者	第 10 条第 2 項第 2 号の規定に基づき課金開始日が決定される場合	① 課金開始日の 2 日前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品 (おすすめセットプランを契約している場合に限り) に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること
	第 10 条第 3 項の規定に基づき課金開始日が決定される場合	① au ひかりが開通する前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと

基本利用料 (但し、第 7 項及び第 8 項に基づき、初期費用及び初年度利用料の支払いを要しない場合を除きます。)、並びに (iii) 1ヶ月分の au HOME 機器利用料又はおすすめセットプラン カメラ・リモコンセット又は声で家電コントロールセットの場合は 11,760 円 (税込 12,936 円)、おすすめセットプラン 声で家電コントロール&みまもりセットの場合は 23,520 円 (税込 25,872 円)、おすすめセットプラン リモコンセットの場合は 7,200 円 (税込 7,920 円)、あんしんウォッチャーセットプラン あんしんウォッチャーセットの場合は 10,000 円 (税込 11,000 円) 並びにこれらに消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当社が別途定める期日までに支払うものとします。但し、下表に定める条件を全て満たす場合は、本項に定める本料金の支払を要しないものとします。下表において本製品の返却が条件である場合、契約者は、自己の費用と責任により、当該本製品を当社が指定する住所まで返却するものとします。なお、本項の定めに基づき当社に返却された本製品に、契約者等私物が同梱された旨の契約者からの申し出があった場合であって、当社がこれを発見することができたときは、当社は、契約者に対して契約者等私物を返却します。

契約者	条件	
A) FTTH サービス契約に附帯する本サービス利用契約の契約者であって、無線通信アダプタ機能が内蔵されている FTTH ホームゲートウェイ機器を利用する者	第 10 条第 2 項第 2 号の規定に基づき課金開始日が決定される場合	①課金開始日の 2 日前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ②本製品 (おすすめセットプラン <u>又はあんしんウォッチャーセットプラン</u> を契約している場合に限り) に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること

		② 本製品（おすす め セットプランを契約し ている場合に限りま す）に係る梱包を 未開封のままで当 社に返却すること			第 10 条第 3 項の規定 に基づき課金開始日 が 決定される場合	① au ひかりが開通す る 前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申 出を行うこと ② 本製品（おすす め セットプラン <u>又はあんしん ウォッチャーセットプラン</u> を契約している場合 に限りま す）に係る梱包を 未開封のままで当社 に返却すること
	第 10 条第 4 項の規定 に基づき課金開始日 が 決定される場合	① au HOME 接続ガ イドが契約者の指 定する住所に届い たことを当社が確認 した日までに第 15 条第 1 項に基づき 解約の申出を行うこ と ② 本製品（おすす め セットプランを契約し ている場合に限りま す）に係る梱包を 未開封のままで当 社に返却すること			第 10 条第 4 項の規定 に基づき課金開始日 が 決定される場合	① au HOME 接続ガイ ド が契約者の指定する 住所に届いたことを 当社が確認した日ま でに 第 15 条第 1 項に基 づき解約の申出を行 うこ と ② 本製品（おすす め セットプラン <u>又はあんしん ウォッチャーセットプラン</u> を契約している場合 に限り ます）に係る梱包を 未開封のままで当社 に返却すること
B) FTTH サービス契約 に 付 帯 す る 本 サ ー ビ ス 利 用 契 約 の 契 約 者 で あ っ て 、 A) 以 外 の 者	第 10 条第 2 項第 2 号 の 規 定 に 基 づ き 課 金 開 始 日 が 決 定 さ れ る 場 合	① 課金開始日の 2 日 前 ま で に 第 15 条第 1 項に基づき解約の 申 出 を 行 う こ と ② 本製品に係る梱包 を 未 開 封 の ま ま で 当 社 に 返 却 す る こ と		B) FTTH サービス契	第 10 条第 2 項第 2 号	① 課金開始日の 2 日前

		社に返却すること				
	第 10 条第 3 項の規定に基づき課金開始日が決定される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① au ひかりが開通する前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと</li> <li>② 本製品に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること</li> </ul>		約に附帯する本サービス利用契約の契約者であって、A) 以外の者	の規定に基づき課金開始日が決定される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと</li> <li>② 本製品に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること</li> </ul>
	第 10 条第 4 項の規定に基づき課金開始日が決定される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本製品が契約者の指定する住所に届いたことを当社が確認した日までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと</li> <li>② 本製品に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること</li> </ul>			第 10 条第 3 項の規定に基づき課金開始日が決定される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① au ひかりが開通する前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと</li> <li>② 本製品に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること</li> </ul>
au 通信サービス契約に附帯する本サービス利用契約の契約者		<ul style="list-style-type: none"> <li>① 課金開始日の 1 日前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと</li> <li>② 本製品（おすすりセットプランを契約している場合に限ります）に係る梱包を未開封のまま当</li> </ul>			第 10 条第 4 項の規定に基づき課金開始日が決定される場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 本製品が契約者の指定する住所に届いたことを当社が確認した日までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと</li> <li>② 本製品に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること</li> </ul>
				au 通信サービス契約に附帯する本サービス利用契約の契約者		① 課金開始日の 1 日前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと

	社に返却すること		②本製品（おすすめセットプラン <u>又はあんしんウオッチャーセットプラン</u> を契約している場合に限り）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること
<p>9 （略）</p> <p>10 本料金は、本サービスが附帯する au 通信サービス又は FTTH サービスに係る料金と合算して請求されます。</p> <p>11 （略）</p> <p>12 （略）</p>		<p><u>FTTH サービス契約及び au 通信サービス契約に附帯しない本サービス利用契約の契約者</u></p>	<p>①課金開始日の 2 日前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと</p> <p>②本製品（おすすめセットプラン <u>又はあんしんウオッチャーセットプラン</u>を契約している場合に限り。）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること</p>
<p><u>911</u> （略）</p> <p><u>1012</u> 本料金は、本サービスの利用契約が <u>au 通信サービス契約又は FTTH サービス契約に附帯して締結された場合には、</u> au 通信サービス契約又は FTTH サービスに係る料金と合算して請求されます。</p> <p><u>1113</u> （略）</p> <p><u>14</u> <u>au 通信サービス契約及び FTTH サービス契約に附帯しない本サービス利用規約の契約者は、</u> 本料金の支払方法について、当社の「請求統合」に係る取扱い規約（以下「請求統合規約」といいます。）に基づく「請求統合」および「K D D I まとめて</p>			

請求」に係る取扱い規約（以下「KDDIまとめて請求規約」といいます。）に基づく「KDDIまとめて請求」を利用することにつき当社からの承認を得た場合には、本規約の規定にかかわらず、請求統合規約およびKDDIまとめて請求規約に定める支払方法に従うものとします。

15 当社は本料金の支払いにつき、前項に定める契約者から請求があった場合は、当社が指定するサービス取扱所又は金融機関等における料金等の支払いに必要な取扱い、その支払いに係る払込取扱票の発行およびその他必要な取扱いを行います。

16 第14項に定める契約者は前項の規定に該当することとなった場合は、以下に定める払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）の支払を要します。

<u>区分</u>	<u>単位</u>	<u>手数料額</u>
<u>払込取扱票発行等手数料（払込取扱票発行手数料）</u>	<u>払込取扱票の発行1回ごとに</u>	<u>100円（税込110円）</u>

±17（略）

18 第14項に定める契約者は、支払期日を過ぎてコンビニエンスストアで料金を支払う場合、料金の収納に係る費用として収納代行機関から請求される手数料を負担いただきます。なお、当該手数料の金額は収納代行機関によります。

#### 第15条（契約者による解約）

1（略）

2（略）

3 本サービス利用契約の解約が次の各号の時点で発生した場合には、当社は、その解約があった日を課金開始日として取り扱います。

(1) 第10条第2項第2号の規定に基づき課金開始日が決定される場合であって、課金開始日の1日前に解約があった場合

#### 第15条（契約者による解約）

1（略）

2（略）

3 本サービス利用契約の解約が次の各号の時点で発生した場合には、当社は、その解約があった日を課金開始日として取り扱います。

(1) 第10条第2項第2号及び第3号の規定に基づき課金開始日が決定される場合であって、課金開始日の1日前に解約があった場合

(2) (略)

第 16 条 (本サービス利用契約の解除)

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)

2 本サービス利用契約の解除が次の各号の時点で発生した場合には、当社は、その解除があった日を課金開始日として取り扱います。

- (1) 第 10 条第 2 項第 2 号の規定に基づき課金開始日が決定される場合であって、課金開始日の 1 日前に解除があった場合
- (2) (略)

第 17 条 (おすすめセットプランに係る解除料の適用)

- 1 (略)
- 2 前項の規定に関わらず、下表に定める条件を全て満たす場合は、解除料の支払を要しないものとします。下表において本製品の返却が条件である場合、契約者は、自己の費用と責任により、当該本製品を当社が指定する住所まで返却するものとします。

契約者	条件
A) FTTH サービス契約	第 10 条第 2 項第 2 号 ① 課金開始日の 2 日

(2) (略)

第 16 条 (本サービス利用契約の解除)

- (1) (略)
- (2) (略)
- (3) (略)
- (4) (略)
- (5) (略)
- (6) (略)
- (7) (略)
- (8) (略)
- (9) (略)

2 本サービス利用契約の解除が次の各号の時点で発生した場合には、当社は、その解除があった日を課金開始日として取り扱います。

- (1) 第 10 条第 2 項第 2 号 及び第 3 号の規定に基づき課金開始日が決定される場合であって、課金開始日の 1 日前に解除があった場合
- (2) (略)

第 17 条 (おすすめセットプランに係る解除料の適用)

- 1 (略)
- 2 前項の規定に関わらず、下表に定める条件を全て満たす場合は、解除料の支払を要しないものとします。下表において本製品の返却が条件である場合、契約者は、自己の費用と責任により、当該本製品を当社が指定する住所まで返却するものとします。

契約者	条件
C) FTTH サービス契約	第 10 条第 2 項第 2 号 ① 課金開始日の 2 日

に附帯する本サービス利用契約の契約者であって、無線通信アダプタ機能が内蔵されている FTTH ホームゲートウェイ機器を利用する者	の規定に基づき課金開始日が決定される場合	前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすりセットプランを契約している場合に限ります）に係る梱包を未開封のままて当社に返却すること	に附帯する本サービス利用契約の契約者であって、無線通信アダプタ機能が内蔵されている FTTH ホームゲートウェイ機器を利用する者	の規定に基づき課金開始日が決定される場合	前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすりセットプランを契約している場合に限ります）に係る梱包を未開封のままて当社に返却すること
	第 10 条第 3 項の規定に基づき課金開始日が決定される場合	① au ひかりが開通する前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすりセットプランを契約している場合に限ります）に係る梱包を未開封のままて当社に返却すること		第 10 条第 3 項の規定に基づき課金開始日が決定される場合	① au ひかりが開通する前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすりセットプランを契約している場合に限ります）に係る梱包を未開封のままて当社に返却すること
	第 10 条第 4 項の規定に基づき課金開始日が決定される場合	① au HOME 接続ガイドが契約者の指定する住所に届いたことを当社が確認した日までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと		第 10 条第 4 項の規定に基づき課金開始日が決定される場合	① au HOME 接続ガイドが契約者の指定する住所に届いたことを当社が確認した日までに第 15 条第 1 項に基づき解約の申出を行うこと

		と ② 本製品（おすす め セットプランを契約 している場合に限り ます）に係る梱包を 未開封のまま当社 に返却すること			と ② 本製品（おすす め セットプランを契約 している場合に限り ます）に係る梱包を 未開封のまま当社 に返却すること
B) FTTH サービス契約 に附帯する本サービ ス利用契約の契約 者であって、A) 以 外の者	第 10 条第 2 項第 2 号 の規定に基づき課金開 始日が決定される場合	① 課金開始日の 2 日 前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の 申出を行うこと ② 本製品に係る梱包 を未開封のまま当社 に返却すること	D) FTTH サービス契約 に附帯する本サービ ス利用契約の契約 者であって、A) 以 外の者	第 10 条第 2 項第 2 号 の規定に基づき課金開 始日が決定される場合	① 課金開始日の 2 日 前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の 申出を行うこと ② 本製品に係る梱包 を未開封のまま当社 に返却すること
	第 10 条第 3 項の規定 に基づき課金開始日が 決定される場合	① au ひかりが開通する 前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の 申出を行うこと ② 本製品に係る梱包 を未開封のまま当社 に返却すること		第 10 条第 3 項の規定 に基づき課金開始日が 決定される場合	① au ひかりが開通する 前までに第 15 条第 1 項に基づき解約の 申出を行うこと ② 本製品に係る梱包 を未開封のまま当社 に返却すること
	第 10 条第 4 項の規定 に基づき課金開始日が 決定される場合	① 本製品が契約者の 指定する住所に届い たことを当社が確認 した日までに第 15 条第 1 項に基づき解		第 10 条第 4 項の規定 に基づき課金開始日が 決定される場合	① 本製品が契約者の 指定する住所に届い たことを当社が確認 した日までに第 15 条第 1 項に基づき解

		約の申出を行うこと ② 本製品に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること			約の申出を行うこと ② 本製品に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること
au 通信サービス契約に附帯する本サービス利用契約の契約者		① 課金開始日の1日前までに第15条第1項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすめセットプランを契約している場合に限ります）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること	au 通信サービス契約に附帯する本サービス利用契約の契約者		① 課金開始日の1日前までに第15条第1項に基づき解約の申出を行うこと ② 本製品（おすすめセットプランを契約している場合に限ります）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること
3 (略)			<u>FTTH サービス契約及び au 通信サービス契約に附帯しない本サービス利用契約の契約者</u>		① <u>課金開始日の2日前までに第15条第1項に基づき解約の申出を行うこと</u> ② <u>本製品（おすすめセットプランを契約している場合に限ります）に係る梱包を未開封のまま当社に返却すること</u>
			3 (略)		

第 21 条（契約者に関する情報の利用及び保護）

1 （略）

(1) 当社が契約者にとって有益と考える情報の通知、配信等を提供するため

(2) 本サービス及び当社が主体となって提供するオプションサービスの提供、運営、

契約者等の管理、品質向上、利用分析のため

(3) （略）

2 （略）

3 （略）

（新設）

第 21 条（契約者に関する情報の利用及び保護）

1 （略）

(1) 本サービス及び当社が主体となって提供するオプションサービスの提供、運営、契約者等の管理、品質向上、利用分析のため

(2) 当社が契約者にとって有益と考える情報の通知、配信等を提供するため

(3) （略）

2 （略）

3 （略）

あんしんウォッチャーサービスの利用に係る特約

第 1 条（適用）

このあんしんウォッチャーサービスの利用に係る特約（以下「本特約」といいます。）は、KDDI 株式会社（以下「当社」といいます。）が提供するあんしんウォッチャーサービス（以下「あんしんウォッチャーサービス」といいます。）の利用に関する諸条件（ご利用条件等を含みますが、これらに限られません。）を定めるものであり、本規約等の一部を構成するものとします。

第 2 条（目的）

当社は、本規約等に基づき提供する本サービスに附随するサービスとして、本特約に従い、あんしんウォッチャーサービスを提供します。

第 3 条（本特約）

1 本特約は、あんしんウォッチャーサービスの利用申込及び契約者等による本サービスの利用のすべてに適用されるものとします。

2 あんしんウォッチャーサービスの利用に際しては、本特約を含む本規約等が適用されるものとし、本特約に定めのない事項については本規約等の定めに従うものとします。なお、本規約の適用においては、本規約における「本サービス」を「あんしんウォッチャーサービス」に、「契約者」を「あんしんウォッチャーサービス契約者」に、「利用者」を「あんしんウォッチャーサービス利用者」に、「契約者等」を「あんしんウォッチャーサービス契約者等」に、それぞれ読み替えるものとします。

3 当社は、電気通信事業法施行規則第 22 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号に該当する場合であって、当社からの申出によりあんしんウォッチャーサービスの提供条件の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、本規約第 2 条第 3 項に定める方法によりその内容を掲示するものとします。

#### 第 4 条（用語の定義）

本特約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。なお、本特約で使用する用語の意味は、本特約に特段の定めがある場合を除き、本規約本文で使用する用語の意味に従うものとします。

<u>用語</u>	<u>用語の意味</u>
<u>SIM</u>	<u>当社があんしんウォッチャーサービスを提供するために、あんしんウォッチャーに内蔵し、あんしんウォッチャーサービス契約者に貸与する、あんしんウォッチャーサービス契約者の識別番号その他の情報を記録するカード等</u>
<u>L PWA 通信網</u>	<u>主としてデータ通信（電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信をいいます。以下同じとします。）の用に供することを目</u>

		<u>的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備</u>
	<u>あんしんウォッチャーサービス契約者</u>	<u>第 5 条の定めに従い、当社との間であんしんウォッチャーサービス利用契約を締結した者</u>
	<u>あんしんウォッチャーサービス利用契約</u>	<u>あんしんウォッチャーサービス利用申込者と当社との間で締結される本サービスの利用にかかる契約</u>
	<u>あんしんウォッチャー</u>	<u>「あんしんウォッチャー」と称する au HOME デバイス</u>
	<u>あんしんウォッチャーサービス利用者</u>	<u>本規約等に基づき、あんしんウォッチャーサービスを利用する者（あんしんウォッチャーサービス契約者を除きます。）</u>
	<u>あんしんウォッチャーサービス契約者等</u>	<u>あんしんウォッチャーサービス契約者及びあんしんウォッチャーサービス利用者の総称</u>
	<u>あんしんウォッチャーサービス利用申込者</u>	<u>第 5 条第 1 項の定めに従い本サービス利用契約の締結を当社に申込み者をいいます。</u>
	<u>電気通信サービス</u>	<u>電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること</u>
	<u>電気通信回線設備</u>	<u>送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体とし</u>

	て設置される交換設備並びにこれらの <u>附属設備</u>
<u>電気通信設備</u>	<u>電気通信を行うための機械、器具、線 路その他の電氣的設備</u>
<u>特定事業者</u>	<u>沖縄セルラー電話株式会社</u>
<u>無線基地局設備</u>	<u>無線機器との間で電波を送り、又は受 けるための電気通信設備</u>
<u>利用料金</u>	<u>あんしんウォッチャーサービスの利用の対 価</u>
<u>位置情報</u>	<u>あんしんウォッチャーの所在に係る位置 情報（緯度及び経度の情報、無線 LANの設備情報、携帯電話の基地局 情報等）</u>

第 5 条（あんしんウォッチャーサービス）

1 あんしんウォッチャーサービスは、当社が無線基地局設備および L P W A 通信網と  
あんしんウォッチャーとの間に電気通信回線を設定し、当社及び特定事業者提供の電  
気通信サービスを利用し、Skyhook Wireless, Inc.（以下「Skyhook 社」といいま  
す。）から位置情報の提供を受け、次の各号に定める機能を提供するサービスです。

（1）現在地測位（自動）、移動履歴の表示機能

（i）あんしんウォッチャーの位置情報を、au HOME アプリの地図上で表示する方法に  
より、あんしんウォッチャーサービス契約者等に対して提供する機能及び（ii）位置情報  
の履歴を当日から起算して過去 8 日間の情報を保存する機能。

（2）居場所通知の機能

あんしんウォッチャーサービス利用者があんしんウォッチャーにおいて当社所定の操作を行  
うことにより、au HOME アプリ上への表示又は通知する方法により、当該あんしんウォ

チャーの位置情報をあんしんウォッチャー契約者等に提供する機能。

(3) 通知エリア設定機能

あんしんウォッチャーサービス契約者が事前に指定した範囲内に、あんしんウォッチャーの位置情報が移動した場合、及び当該範囲外に移動した場合、au HOME アプリ上への表示又は通知する方法により、あんしんウォッチャーの位置情報をあんしんウォッチャー契約者等に提供する機能。

2 あんしんウォッチャーサービス契約者は、あんしんウォッチャーサービスの利用にあたり、あんしんウォッチャーの取扱説明書等に基づき、あんしんウォッチャーを適切に使用するとともに、au HOME アプリ上の案内に沿ってあんしんウォッチャーのセットアップ（以下「利用登録」といいます。）を行うものとします。なお、あんしんウォッチャーサービス契約者は、契約中の本サービス利用契約が有効に存続する限り、誤操作等により、利用登録済みのあんしんウォッチャーを削除した場合、当該あんしんウォッチャーの利用登録を再度実施することができます。

第6条（あんしんウォッチャーサービス利用契約）

1 あんしんウォッチャーサービス利用申込者は、当社所定の手続に従って、あんしんウォッチャーサービスの利用申込を行うものとします。なお、1つのau IDにつき、最大2つのあんしんウォッチャーサービスの利用申込を行うことができます。

2 あんしんウォッチャーサービス利用契約は、前項に基づく利用申込に対し、当社が承諾をした時点で成立するものとします。

3 当社は、あんしんウォッチャーサービス利用申込者のあんしんウォッチャーが過去にau HOME アプリ、当社所定の「with HOME サービス利用規約」に定める「with HOME アプリ」において利用登録が行われたことがある場合（第5条第2項なお書きに定める利用登録を除きます。）、あんしんウォッチャーサービスの利用申込みを承諾しないことがあります。

#### 第 7 条 (利用料金)

あんしんウォッチャーサービスは、無料でご利用いただけます。ただし、本規約に定める「本料金」はあんしんウォッチャーサービス契約者にご負担いただく必要があります。

#### 第 8 条 (SIM の貸与等)

1 当社は、あんしんウォッチャーサービス契約者に対し、SIM を貸与するものとします。この場合において、貸与する SIM の数は、1 台のあんしんウォッチャーにつき 1 とします。

2 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する SIM を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをあんしんウォッチャーサービス契約者に通知します。

3 当社は、次の場合には、当社の貸与する SIM に登録されたあんしんウォッチャーサービス契約者の識別番号その他の情報を消去することがあります。当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、情報の消去に起因する損害については、責任を負わないものとします。

(1) 本規約第 15 条又は第 16 条に基づく本サービス利用契約の解約又は解除があったとき

(2) あんしんウォッチャーサービス利用契約の解約又は解除があったとき

4 当社から SIM の貸与を受けているあんしんウォッチャーサービス契約者は、その SIM を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、SIM の盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

#### 第 9 条 (あんしんウォッチャーサービス利用契約の解約、解除)

1 あんしんウォッチャー契約者は、当社が別途指定する方法により、あんしんウォッチャーサービス利用契約を解約することができます。

2 あんしんウォッチャーサービス契約者に本規約第 16 条第 1 項に定める事由又は以

下の各号のいずれかに定める事由が生じた場合、当社は、通知催告等何らの手続きを要することなくあんしんウォッチャーサービス利用契約を解除することができます。

(1) あんしんウォッチャーサービスの利用申込に係る申告内容その他当社に提供されたあんしんウォッチャーサービス契約者等の情報に虚偽もしくは不備またはそれらのおそれが判明した場合

(2) 本規約第 15 条又は第 16 条に基づく本サービス利用契約の解約又は解除があった場合

#### 第 10 条（契約者の維持責任）

1 あんしんウォッチャー契約者は、あんしんウォッチャーサービスを適切に利用するために、あんしんウォッチャーを電気通信事業法及び電波法等の関係法令が定める技術基準に適合するよう維持いただきます。

2 前項の規定のほか、あんしんウォッチャー契約者は、あんしんウォッチャーを無線設備規則に適合するよう維持していただきます。

#### 第 11 条（保証及び免責）

1 当社は、あんしんウォッチャーサービスの精度及び提供情報の安全性、正確性、有用性、最新性、あんしんウォッチャーサービス契約者等の特定の目的（人命支援及び盗難事故防止等を含みますが、これらに限られません。）について、何ら保証を行わないものとします。

2 当社は、前項のほか、以下の各号のいずれかに該当する事由が発生したことにより、あんしんウォッチャーサービス契約者等があんしんウォッチャーサービスの全部又は一部を利用できない場合には、当社の故意又は重過失による場合を除き、責任を負わないものとします。

(1) 当社所定のあんしんウォッチャーサービスの提供区域外又は屋内、地下、トンネル、乗り物内、ビルの陰、山間部若しくは海上等電波の伝わりにくい場所にあんしんウオ

	<p><u>ツチャーサービスを利用するとき</u></p> <p><u>(2) 通信状況又は通信環境その他の要因により、あんしんウォッチャーサービスにおける位置情報の収集及び通知等に係る伝送速度が変動したとき</u></p> <p><u>(3) 通信状況又は通信環境その他要因により、au HOME アプリに受送信されるあんしんウォッチャーの位置情報が破損又は滅失したとき</u></p> <p><u>(4) あんしんウォッチャーの破損、紛失、盗難したことにより、あんしんウォッチャーサービスを利用できなくなったとき</u></p> <p><u>(5) あんしんウォッチャーサービス契約者等が第 15 条に定める禁止行為を行ったとき</u></p> <p><u>(6) その他当社の責めに帰さない事由により、あんしんウォッチャーサービス契約者等によるあんしんウォッチャーサービスの利用が困難なとき</u></p> <p><u>3 あんしんウォッチャーサービス契約者は、あんしんウォッチャーサービスを自らの責任において利用し又はあんしんウォッチャーサービス利用者に利用させるものとします。当社は、本サービスの利用に関連して生じた責任、負担、損害及び損失について、第 14 条に定める場合を除き、一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>4 あんしんウォッチャーサービス契約者又はあんしんウォッチャーサービス利用者が、あんしんウォッチャーサービスによって提供されるあんしんウォッチャーサービスの利用に関して他のあんしんウォッチャーサービス契約者や第三者（あんしんウォッチャーサービス利用者を含みますがこれに限られません。以下本条において同じです。）に対して損害を与えた場合、あんしんウォッチャーサービス契約者は自己の費用負担と責任において 当該損害を賠償するものとし、当社は一切の責任を負わないものとします。</u></p> <p><u>5 あんしんウォッチャーサービス契約者は、あんしんウォッチャーサービスの利用に関して、第三者との間で紛争が発生した場合は、自己の責任と費用をもってこれら进行处理 解決するものとし、当社に一切の迷惑をかけないものとします。</u></p> <p><u>第 12 条（損害賠償）</u></p> <p><u>本サービスのご利用にあたり、当社の責めに帰すべき事由によりあんしんウォッチャーサービ</u></p>
--	--

ス契約者等が損害を被った場合、当社は、本規約に定める「au HOME 基本利用料」の 1 か月分に相当する金額を上限として、当該損害を契約者等に補償するものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失に基づく損害については、当該上限を適用しないものとします。

#### 第 13 条（利用に係る契約者の義務）

1 あんしんウォッチャー契約者は、あんしんウォッチャーサービスの利用に際して、自ら又はあんしんウォッチャーサービス利用者をして、本規約第 18 条に定める禁止行為のほか、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

（1）あんしんウォッチャーから SIM を抜き取り、当該 SIM に登録されている契約者の識別番号その他の情報を改変又は消去しないこと。

（2）第三者の事前同意を得ることなく、あんしんウォッチャーを所持・携帯させることにより、当該第三者の位置情報を取得すること。

#### 第 14 条（位置情報機能）

1 あんしんウォッチャーサービスで取得するあんしんウォッチャーの位置情報は、発信元となるあんしんウォッチャーの設定や環境等によって、最新の位置情報への更新時期及び頻度等が異なります。あんしんウォッチャーサービス契約者等はあんしんウォッチャーの位置情報が、これらの現実の居場所と必ずしも合致することを保証するものではありません。

2 あんしんウォッチャーサービスで取得するあんしんウォッチャーの位置情報の取得日時は、原則として当該あんしんウォッチャーにおいて位置情報を測位した日時を表示しますが、当該端末の設定時間、周辺環境、通信環境その他の理由により、当該日時の表示に誤差が生ずる場合があります。

3 あんしんウォッチャーサービス契約者は、位置情報の取扱いについて Skyhook 社の定める利用規約に同意していただきます。また、あんしんウォッチャーをあんしんウォッチャー

サービス契約者以外の第三者に渡して利用される場合、その利用者に対して位置情報の取得及び個人情報の取扱い並びにその他規約に含まれる事項について同意を取得していただく必要があります。あんしんウォッチャーサービス利用者が、未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人である場合は、それぞれの法定代理人、成年後見人、保佐人、親権者または補助人等の同意を得ていただきます。なお、あんしんウォッチャーサービス利用者に当該あんしんウォッチャーを使用させたことにより、あんしんウォッチャーサービス利用者と第三者との間で紛争が発生した場合、あんしんウォッチャー契約者の責任において当該紛争を解決していただきます。

4 当社は、Skyhook 社から取得した位置情報のほか、あんしんウォッチャーサービス契約者等が位置情報機能の利用において au HOME アプリにて設定を行った情報等（デバイス設定情報（デバイス名、測位間隔）、通知スポット設定情報（設定名、緯度経度、半径、出たら通知/入ったら通知、SSID）、通知スポット入出情報（スポットを出た時刻/スポットに入った時刻）、行動範囲設定情報（緯度経度、半径）、行動範囲入出情報（行動範囲を出た時刻/行動範囲に入った時刻）等）を取得し、以下各号に定める目的その他当社が公開するプライバシーポリシー（<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/privacy/telecom/>）に定める目的で利用します。

（１） 位置情報機能提供のため

（２） 当社があんしんウォッチャーサービス契約者等にとって有益と考える情報の通知、配信等を提供するため

（３） 本サービス及び当社が主体となって提供するオプションサービスの提供、運営、契約者等の管理、品質向上、利用分析のため

（４） 本規約等に定める禁止行為へ対処するため

（５） 位置測位精度向上及びその研究開発のため

5 当社は、前項により取得した情報を、前項に定める目的に必要な範囲で業務委託先に提供開示することがあります。また、学術・研究機関（学校教育法第 1 条に定め

る大学その他各学校を含みますが、これに限られず、また、公設・私設の双方を含みます。)に個人が特定されない形で提供することがあります。

#### 第 15 条 (ファームアップ)

1 当社は、あんしんウォッチャー及びあんしんウォッチャーサービスの機能向上・改善等のため、当社所定の方法にてあんしんウォッチャーのファームウェアをバージョンアップします。

2 当社は、前項規定に基づき、あんしんウォッチャーのファームアップを行うにあたり、当社所定の Web サイトに掲載する等の方法により、その旨周知を行います。但し、緊急やむを得ない場合は事後速やかに周知を行います。

3 当社は、前二項に基づきファームアップを実施するために、あんしんウォッチャーサービスの提供を一時的に中止することがあります。当該提供中止によりあんしんウォッチャー契約者等に損害が発生した場合、当社は当社に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わないものとします。

(新設)

#### 別表 1 - 2 あんしんウォッチャーセットプランで提供する au HOME デバイス

<u>おすすめセット名称</u>	<u>デバイスの名称</u>	<u>台数</u>
<u>あんしんウォッチャーセット</u>	<u>あんしんウォッチャー</u>	<u>1 台</u>

(新設)

#### 附則

本改正規約は 2021 年 7 月 20 日より適用します。